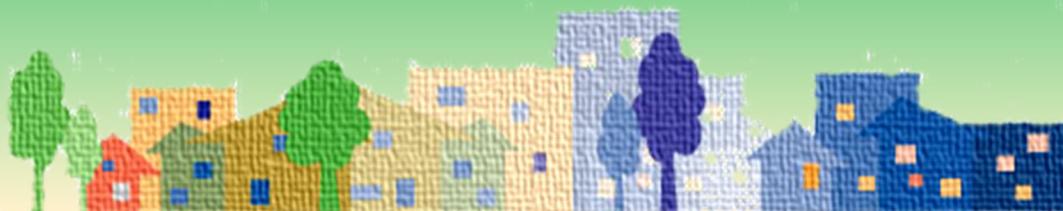


【概要版】

# 岩見沢市耐震改修促進計画

令和4年2月  
岩見沢市



## 1. 計画策定の背景と目的

### (1) 計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で建築物の倒壊等が原因で多くの尊い命が失われたことを踏まえ、国は同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定、その後平成17年11月に改正を行い、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。

本市では、北海道が平成18年12月に北海道耐震改修促進計画を策定したことを受けて、平成21年2月に岩見沢市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定、平成30年3月に見直しをおこない住宅・建築物の耐震性の向上に努めてきました。

その後も平成30年9月に北海道胆振東部を震源とする震度7の地震が発生し、北海道全域に大きな被害をもたらしました。

こうした状況のなか、平成30年12月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が改正され、北海道が令和3年4月に耐震改修促進計画を見直したことを受け、本市でも市民の生命及び財産を守ることを目的とし、再度、本計画を見直します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。」に基づいて策定します。

本計画の策定にあたっては、北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）を踏まえるとともに、本市の上位計画、関連計画との整合を図った計画とします。

### (3) 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

ただし、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図るため、耐震化の目標は令和7年度（2025年度）に設定します。

なお、社会情勢が大きく変化するなど本計画の見直しの必要性が高まった場合、適宜見直すこととします。

## 2. 岩見沢市で想定される地震による被害状況

### (1) 岩見沢市における地震の想定

北海道防災会議では、北海道に影響を及ぼす可能性のある地震を想定しており、本市の対象地震となるものは 21 地震 49 断層モデルがありますが、その中から一番被害が大きい「石狩低地東縁断層帯主部（北）・断層上端深さ 3km モデル 45\_5」を想定地震として設定します。

### (2) 建築物の被害予測

想定地震	モデル	最大震度	想定時期	全半壊棟数			建物全壊率	建物半壊率
				全壊棟数	半壊棟数			
石狩低地東縁断層帯主部（北）・断層上端深さ 3km	45_5	6 強	冬	4,258 棟	1,312 棟	2,946 棟	4.8%	10.8%
			冬以外	1,565 棟	290 棟	1,275 棟	1.1%	4.7%

## 3. 住宅・建築物の耐震化の目標

令和 7 年度までの目標は、住宅の耐震化率が **95%**、多数の者が利用する建築物については耐震性の不十分な建築物を**おおむね解消**とします。（耐震基準への適合率）

### (1) 住宅の現状と耐震化が必要な戸数

調査時点（令和 3 年 1 月）の耐震化率は 84.2%となっており、目標の 95%を達成するためには、1,546 戸の耐震化を進める必要があります。

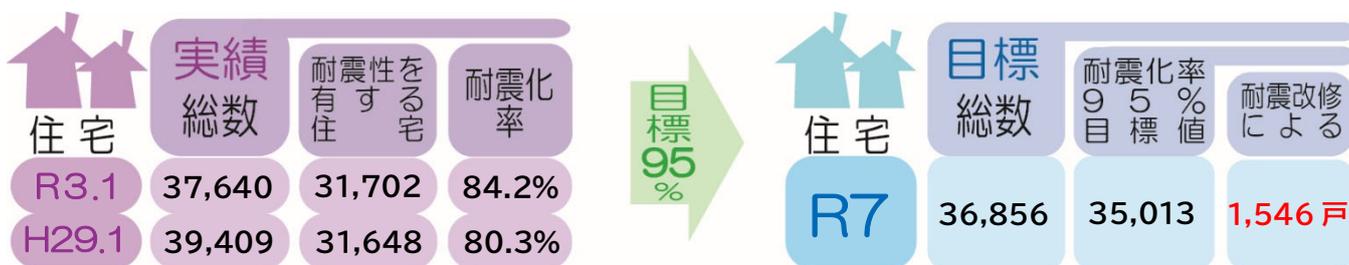


図 1 住宅耐震化率の現状と目標

### (2) 市有建築物の耐震化の状況と今後

調査時点（令和 3 年 1 月）の耐震化率は 98.5%となっています。耐震性が不十分な建築物についても、耐震化に努め 100%を目指していきます。

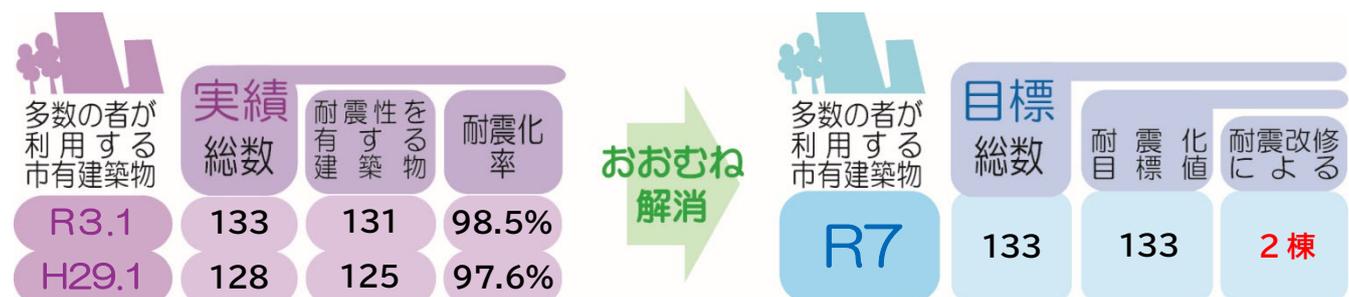
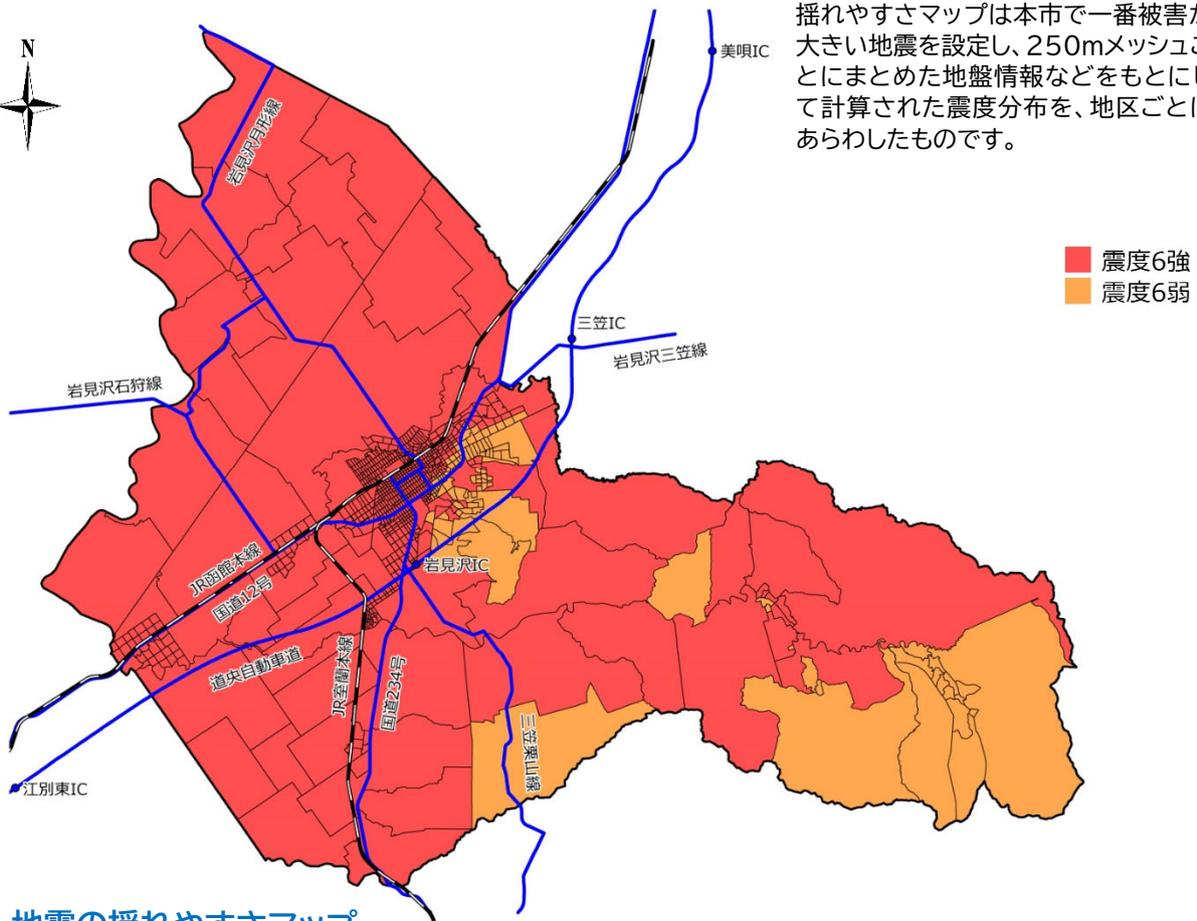
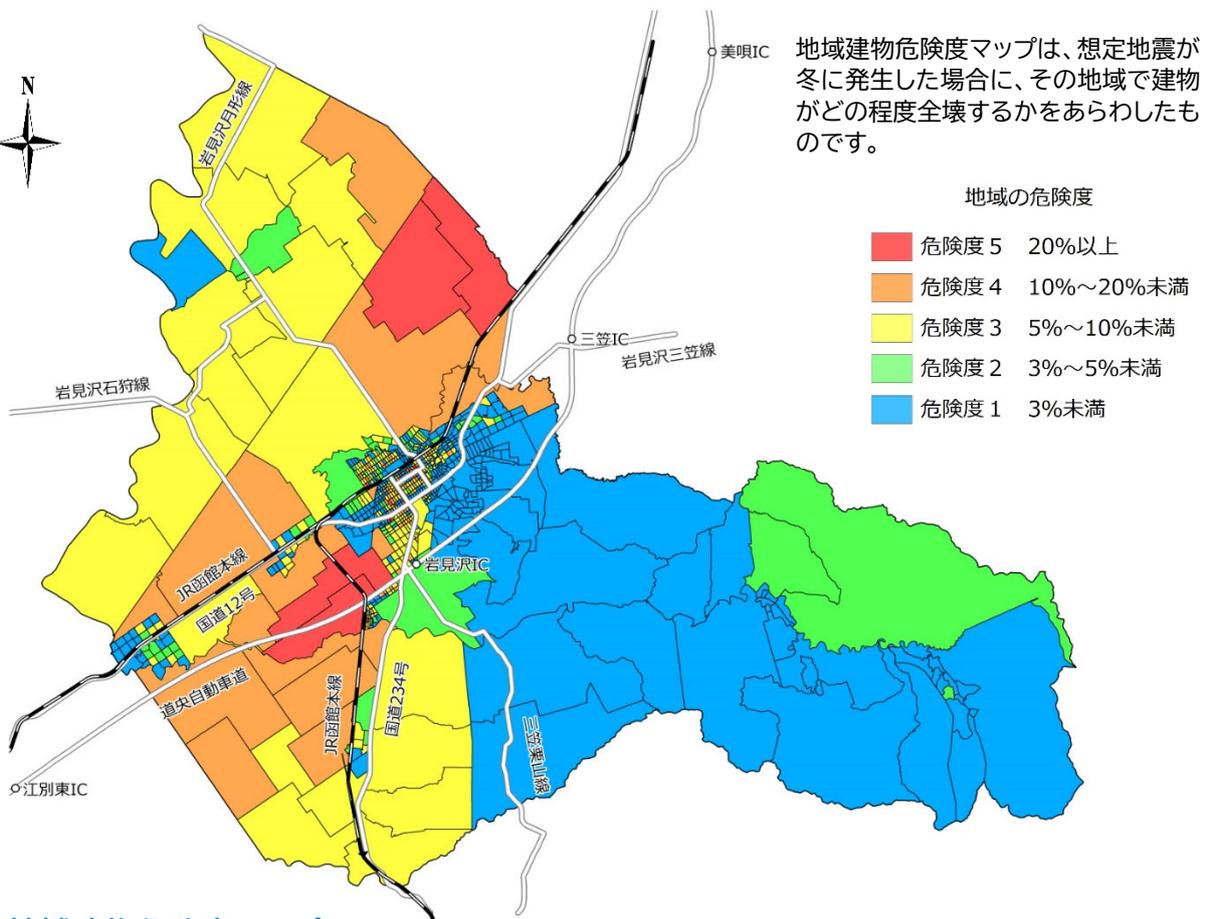


図 2 市有建築物耐震化率の現状と目標



地震の揺れやすさマップ



地域建物危険度マップ

## 4. 耐震化促進に向けた各主体の役割

市	地震に対する安全性の向上に関する知識の普及・啓発 北海道と連携して住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の推進 市が保有する建築物の耐震化の計画的な取り組み
所有者	自己の生命・財産を自ら守るため、住宅・建築物の耐震化に努める 多数の者が利用する建築物については積極的な対策を講じる
建築関連事業者	地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストック形成のための情報発信や技術力向上に努める

## 5. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

### (1) 安心して耐震化を進められる環境づくり

- 耐震診断・耐震改修等に関する相談体制の充実
- 耐震診断・耐震改修等に関する情報提供
- 中古住宅売買等に合わせた耐震改修の推進
- 耐震改修促進税制の周知
- 耐震診断・耐震改修促進に向けた所有者への支援 ⇒ 【拡充】 木造住宅耐震改修等助成制度  
ブロック塀等耐震改修等助成制度
- 耐震化の円滑な促進のための措置の活用
- 岩見沢市空家等対策計画との連携 ⇒ 【拡充】 岩見沢市不良空家除却補助金
- 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

### (2) 住宅・建築物の地震防災対策に関する知識の普及・啓発

- 地震の揺れやすさマップ・地域建物危険度マップの作成・公表
- 住宅・建築物の所有者への情報提供
- 町内会等との連携

### (3) 地震時における住宅・建築物の総合的な安全対策の推進

- 所有者に対し、窓ガラス等の落下防止対策、大規模空間の天井の脱落防止対策、エレベーター内の閉じ込め防止対策、ブロック塀等の倒壊防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進

### (4) 耐震診断・耐震改修を担う人材の技術力向上

- 講習会等の開催により耐震診断・耐震改修を担う人材の技術力向上

## 6. 建築基準法による勧告または命令等についての所管行政庁との連携

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等
- (2) 建築基準法に基づく勧告または命令

## 7. 計画の推進に向けて

- (1) 北海道との連携
- (2) 市内建築関係団体との連携